相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市芝山七丁目三三番、最後の住所千葉県船橋市習志野台六丁目八番九棟二〇九号　被相続人　亡　米川　紀男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十一日

事務所千葉県市川市市川南一―九―二三京葉住設市川ビル五階弁護士法人リバーシティ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　横溝　昇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県鎌倉市大町一丁目一〇三四番地、最後の住所神奈川県鎌倉市大町一丁目一番四号　被相続人　亡　安藤喜代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十一日

横浜市中区北仲通四―四〇　商工中金横浜ビル四階　相続財産管理人　弁護士　武藤　一久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県東蒲原郡阿賀町西二四三一番地、最後の住所横浜市神奈川区神大寺一丁目一二番七―二〇五号　被相続人　亡　須貝　正一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十一日

新潟市中央区西堀前通二番町七一三番地　竹内ビル二階　伊津良治法律事務所　相続財産管理人　弁護士　五十嵐広明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県瀬戸市末広町二丁目一三番地、最後の住所愛知県尾張旭市柏井町弥栄九九番地一二　被相続人　亡　伊藤　達也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十一日

名古屋市中区丸の内三丁目九番一六号丸の内ＹＳビル五Ｂ　相続財産管理人　弁護士　加藤　光宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県知多郡武豊町大字冨貴字南側四四番地五、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　田中　正信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十一日

愛知県半田市広小路町一六番地知多半田ステーションビル四階　相続財産管理人　弁護士　柴田　将人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県小牧市小牧四丁目二〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　伊藤　明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十一日

名古屋市中区栄二―九―三〇栄山吉ビル五階甲村和博法律事務所　相続財産管理人　弁護士　甲村友佳理

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所名古屋市千種区月見坂町一丁目二一番地パークホームズ覚王山月見坂三〇二号　被相続人　亡　永山仁世こと　鄭　仁世

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十一日

名古屋市中区錦二丁目一七番一一号伏見山京ビル五〇三号　相続財産管理人　弁護士　大嶽　達哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県伊勢市常磐三丁目二六七番地、最後の住所三重県伊勢市小俣町宮前三八番地高砂寮　被相続人　亡　山岡　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十一日

三重県名張市平尾三二一三番地五　賛急屋ビル三階　桔梗総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　田尻由希子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市中区宮園町三番、最後の住所大阪府堺市中区伏尾一九六番地　被相続人　亡　岡田　キク

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十一日

大阪府堺市堺区中瓦町一丁四番二七号小西ビル六階　相続財産管理人　鳥羽　耕一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市北区佐山一四五七番地七、最後の住所岡山市北区佐山一四五七番地七　被相続人　亡　山口　真輝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十一日

事務所岡山市北区南方一丁目八番一四号　相続財産管理人　弁護士　井筒　智子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市北区富田三九三番地第一、最後の住所岡山市中区沖元二三六番地四　被相続人　亡　鳥越　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十一日

事務所岡山県倉敷市玉島三丁目一九番三〇号　相続財産管理人　司法書士　森永　英治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県観音寺市大野原町大野原四五四三番地、最後の住所愛媛県新居浜市本郷一丁目一三番五〇号　被相続人　亡　久保　征雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十一日

事務所岡山県岡山市北区蕃山町三番地七両備蕃山町ビル八階　岡山ひかり法律事務所　相続財産管理人　弁護士　財津　唯行

第57期決算公告

平成28年10月21日

名古屋市中区富士見10番27号
株式会社レクスト
代表取締役　金森　茂明

貸借対照表の要旨
（平成28年6月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	21,313,706	流動負債	13,659,968
固定資産	56,969,914	固定負債	54,695,061
繰延資産	28,960	株主資本	9,881,027
		資本金	96,000
		利益剰余金	9,792,002
		利益準備金	24,000
		その他利益剰余金	9,768,002
		（うち当期純利益）	(558,498)
		自己株式	△6,975
		評価・換算差額等	76,523
資産合計	78,312,581	負債・純資産合計	78,312,581